

障発0630第1号
令和2年6月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けている障害者の就労の維持・確保等のため、別紙のとおり「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図るとともに、在宅生活が長くなった障害者等の職場復帰・再就職に向け、障害者就業・生活支援センターの生活支援体制を強化することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、3（1）の事業は都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）、3（2）の事業は都道府県とする。ただし、実施主体は事業の一部又は全部を外部に委託することができる。

3 事業の内容

（1）生産活動活性化支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する。

① 対象となる事業所

対象となる事業所は、次のアからウのいずれの要件にも該当する就労継続支援B型事業所（ただし、他の経営支援策（※1）を受けている場合は除く）であって、所定様式（別紙1）により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

なお、当該要件をいずれも満たす就労継続支援A型事業所については、対象に加えても差し支えない。

ア 申請月（下記4（1）①にある申請を行った月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること

イ 平成30年4月10日付障発0410第1号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を都道府県等に報告していること

ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること

（i） 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（※2、※3）（以下「対象月」という。）があること

（ii） 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で

30%以上減少した期間（※４、※５）（以下「対象期間」という。）があること

- ※１ 持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると実施主体が認める国の支援策のことをいう。
- ※２ 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。
- ※３ 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。
- ※４ 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。
- ※５ 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

② 対象となる費用

助成の対象となる費用は、次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であつて、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とする。

ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用

イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用

エ 新たな生産活動への転換等に要する費用

オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

③ 助成額

助成額は、次の基準額と所定様式（別紙1）による事業所からの申請額とを比較して低い方の額の範囲内で実施主体が必要と認めた額とする。ただし、

複数の事業所を運営する法人においては、1 法人あたりの上限を 200 万円とする。

[基準額]

以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。

【算出式】

(①ウ (i) に該当する事業所の場合)

直前の事業年度の年間生産活動収入 (※ 6) - (対象月の生産活動収入 × 12)

(①ウ (ii) に該当する事業所の場合)

直前の事業年度の年間生産活動収入 (※ 7) - [(対象期間の生産活動収入 ÷ 3) × 12]

※ 6 ※ 2 に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年 1 2 月までの月平均の生産活動収入に 1 2 を乗じた額、※ 3 に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和 2 年 3 月の月平均の生産活動収入に 1 2 を乗じた額

※ 7 ※ 4 に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年 1 2 月までの月平均の生産活動収入に 1 2 を乗じた額、※ 5 に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和 2 年 3 月の月平均の生産活動収入に 1 2 を乗じた額

算出額	基準額
50 万円以上	50 万円
50 万円未満	当該算出額

(2) 障害者就業・生活支援センター（生活支援）機能強化事業

活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対する在宅生活から円滑に職場復帰するための橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職活動の基盤となるきめ細かな生活支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターに新たな人材を配置するとともに、同センターの衛生用品の購入に係る費用及び居宅等への訪問等に係る経費など、支援体制の充実を図る。

4 留意事項

(1) 3 (1) にかかる事業について

① 助成の申請手続

ア 経費の助成を受けようとする事業所は、事業所の所在地の都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合には指定都市又は中核市の長）に対してその旨の申請を行う。

イ 複数の就労継続支援事業所を有する法人にあつては、同一の都道府県等に所在する事業所について一括して申請することができる。

ウ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。やむを得ず都道府県等の窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図ることとする。

② 実績の報告

助成を受けた事業所は、助成を受けた日以降令和3年3月末日までに所定様式（別紙2）により実績を報告すること。

③ その他

当該事業の実施にあたっては、「工賃向上計画支援等事業の実施について」（平成24年4月11日付障発0411第5号）の別紙「工賃向上計画支援等事業実施要綱」に基づいて実施する事業及び「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業の実施について」（令和2年5月15日付障発0515第6号）の別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業実施要綱」中の「3事業の内容」の「（1）共同受注窓口活性化事業」並びに「（2）生産活動拡大等支援強化事業」に基づいて実施する事業とも連携を図り、事業所に対しより効果的な支援を行うこと。

（2）3（2）にかかる事業について

当該事業の実施にあたっては、「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業の実施について」（令和2年5月15日付障発0515第6号）の別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業実施要綱」中の「3事業の内容」の「（4）障害者就業・生活支援センター（生活支援）強化事業」に基づいて実施する事業とも連携を図り、障害者就業・生活支援センターを利用する障害者に対しより効果的な支援を行うこと。

6 費用の支弁

本事業に要する費用は、3（1）の事業については、都道府県等、3（2）の事業については、都道府県が支弁する。

なお、対象事業所については、都道府県内の全ての事業所を対象としていることから、事業の実施にあたっての費用負担は、各自治体と協議の上進めること。

7 経費の補助

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、次に掲げる費用については当該事業費の補助対象外とする。

（1）維持管理費、食材料費、県職員旅費

（2）都道府県等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用

生産活動活性化支援事業 申請様式

[実施主体名]知事(市長) 殿

申請日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 対象要件の確認

次のア又はイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和2年1月以降、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減収した月(※1、※2)がある	
イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※3、※4)がある	

※1 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※2 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※3 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

※4 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

注)以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・持続化給付金
- ・持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)
- ・家賃支援給付金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると[実施主体名]知事(市長)が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※5)

※5 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1)直前の事業年度の生産活動収入の総額(円)(※6)	
※6 1の※1に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額	

(2)次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

①前年同月比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
②前年同月の生産活動収入(円)	
③前年同月比	

イ 1のイに該当する場合

①連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
②前年同期の生産活動収入(円)	
③前年同期比	

3. 申請額及び内訳

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
申請額		

4. 同一法人内事業所の申請状況

複数の就労継続支援事業所を運営している法人の場合は、すべての事業所の本事業に係る申請状況について記入してください。
一法人当たりの上限額は200万円となりますので、同一法人内で複数の事業所を運営している場合は、法人内で調整の上、申請していただきますようお願いいたします。

☐ 一括申請

複数の事業所分を一括で申請する場合は、一括申請にチェックを入れ、事業所毎に「別添」のシートを作成の上、本申請様式と併せてご提出ください。なお、事業所の指定権者が異なる場合は、一括申請はできませんので、個別に申請をお願いします。

①事業所名	②指定権者名	③申請有無	④別添シート名	⑤申請額(円)
合計				

①事業所名…法人内の他の就労継続支援事業所名を記入してください。

②指定権者…本申請の事業所と同一の指定権者の場合は「同一」、異なる場合は指定権者名を記入してください。

③申請有無…当該事業所における生産活動活性化支援事業の申請有無を記入してください。

④別添シート名…②で「同一」かつ③で「有」の場合、「別添」のシート名を記入してください。

⑤申請額(円)…③で「有」の場合、当該申請額を記入してください。

申請額(円)

基準額(円)

助成上限額(円)(※7)

※7 法人上限額の200万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方が助成上限額となります。

注) 助成を受けた事業所は、令和3年3月末日までに、所定の様式により実績を報告してください。

生産活動活性化支援事業 別添様式(一括申請用)

事業所名

事業所番号

代表者名

1. 対象要件の確認

次のア又はイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和2年1月以降、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減収した月(※1、※2)がある

イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※3、※4)がある

※1 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※2 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※3 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

※4 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

注) 以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・持続化給付金
- ・持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)
- ・家賃支援給付金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると[実施主体名]知事(市長)が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※5)

※5 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1) 直前の事業年度の生産活動収入の総額(円)(※6)

※6 1の※1に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

(2) 次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

①前年同月比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
②前年同月の生産活動収入(円)	
③前年同月比	

イ 1のイに該当する場合

①連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
②前年同期の生産活動収入(円)	
③前年同期比	

3. 申請額及び内訳

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
申請額		

申請額(円)

基準額(円)

助成上限額(円)(※7)

※7 法人上限額の200万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方が助成上限額となります。

注)助成を受けた事業所は、令和3年3月末日までに、所定の様式により実績を報告してください。

生産活動活性化支援事業 実績報告様式

[実施主体名]知事(市長) 殿

報告日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 助成金受領額(円)

--

2. 支出額及び内訳(別添可)

※支出の内容がわかる領収書等を添付すること

科目	支出額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
支出額	0	

受領額(円)
0

支出額
0

返納額
0